

福島医発第2685号(地)
令和2年 1月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起について

さて、中国で発生している新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月21日付け福島医発第2658号(地)にて1月15日に改訂された「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」(国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)を通知いたしました。この文書は新たな情報に基づき随時改定されており、直近では1月21日に改訂されております(別添参照)。なお、下記の国立感染症研究所のホームページにて最新版を確認いただくことが可能です。

本症については、感染拡大の規模、持続的なヒトヒト感染の有無、感染者の重症度など判明していない点が多く、今後その対応が変更される可能性があります。1月23日時点で本症の「疑い例」とする基準は以下の通りです。

発熱(37.5度以上)かつ
呼吸器症状

+

曝露歴：いずれかを満たす

発症から二週間以内に、

(ア) 武漢市内を訪問した。

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

「疑い例」に該当する患者を診察する際には、院内での感染対策を徹底するとともに、管轄の保健所にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、患者が来院する前の時点で上記の「疑い例」に該当することが明らかな場合は、管轄の保健所へ対応についてご相談ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

*新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9310-2019-ncov-1.html>

*新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議(1月21日)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/siryou/sidai.pdf

△保健所の連絡先

設置主体：北九州市

北九州市保健所	093-522-8711
---------	--------------

設置主体:福岡市

東保健所	092-645-1078	博多保健所	092-419-1091
中央保健所	092-761-7340	南保健所	092-559-5116
城南保健所	092-831-4261	早良保健所	092-851-6012
西保健所	092-865-7073		

設置主体:久留米市

久留米市保健所	0942-30-9730
---------	--------------

設置主体:大牟田市

大牟田市保健所	0944-41-2669
---------	--------------

設置主体:福岡県

筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5584	粕屋保健福祉事務所	092-939-1746
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	田川保健福祉事務所	0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2812
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935		